

体験作文

令和2年度

ポスター

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。

「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。

内閣府では、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いを作文や絵にして応募してみませんか。

詳しい応募方法については、お住まいの都道府県・指定都市の担当窓口（裏面）にお問い合わせください。

たぐひんぼしゅう

作品募集



令和元年度「障害者週間のポスター」
小学生区分 最優秀賞（内閣総理大臣賞）
「力を合わせて幸せに」
宮城県 大崎市立鹿島台小学校3年
鈴木 凌歳 さんの作品

心の輪を広げる 体験作文

募集テーマ 出会い、ふれあい、心の輪
—障害のある人とない人との心の
ふれあい体験を広げよう—

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 小学生以上
※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

- 応募方法**
- ①応募は、「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限ります。
 - ②作文の内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとします。
 - ③作文は、原則として400字詰原稿用紙（B4判またはA4版縦書き）を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2〜4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4〜6枚程度とします。
 - ④パソコン等の電子機器による作成も可とします。
※用紙は③に準じるものとします。
 - ⑤第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
 - ⑥応募作品には、題名（作品のタイトル）、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、職業又は学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

募集テーマ 障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して
安全に安心して生活できる社会の実現

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 小学生及び中学生
※小学生及び中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

- 応募方法**
- ①応募は、「小学生区分」及び「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点に限ります。
 - ②ポスターの内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人とない人の相互理解・交流等を表現したものとします。
※作品中に標語や文字は入れないでください。
※既に公表されている作品や写真等は、資料や素材として使用しないでください。
 - ③ポスターの規格は、画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間」の広報用ポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）のみとします。彩色画材は、自由です。
 - ④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
 - ⑤応募作品には、題名（作品のタイトル）、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

その他 最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

● 募集期間



内閣府

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>